

障がい等を持つお子様のご家族の方へ

## 親なき後の、

### お子様の生活費のご準備をお手伝い致します。

今現在もお使いの、基本的な生活費・医療費・施設実費負担・自立支援法による自己負担等・・・  
親御様亡き後の、お子様たちにとっても、やはりなくてはならないもの・・・  
でも、その負担感は、とてつもなく大きいのではないのでしょうか？

「自分たちの力で、大切な子供に、しっかりと年金を残してゆきたい。」

という、保護者の皆様のご希望にお答えします・・・

## プルデンシャル生命保険の **愛の割増年金特約** です。

「もし、自分達が先に旅立ってしまったら・・・」

「あの子は本当に生活していけるのかしら・・・」

障がい等を持つお子様のご家族であれば、

どなたでも不安を抱えて生活を送られているのではないのでしょうか？

せめて、少しでも安定した生活保障を残したい・・・

本当に大切なあなたのお子様にも、

### 安定した年金を確実に、一生受け取れる権利を残せます。

何かありましたら、お気軽にお問い合わせください

プルデンシャル生命保険株式会社 東京中央支社

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1

虎の門三井ビルディング 7F

TEL:03-6865-1121 FAX:03-6865-1125

E-Mail:teruhisa.fujii@prudential.co.jp

ライフプランナー 藤井 照久

登録番号 Pru-2010-95-2336 登録年月日 2010年6月14日 ページ 1/6



Prudential



## — プルデンシャル生命からの提案です。 —

身体等にハンデキャップを持つお子様（遺族）にはより多くの年金を。<sup>注1</sup>

保証期間付終身年金<sup>注2</sup>で生涯にわたり、年金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません。

終身保険等に付加することで、より安心な将来を。

年金額は最低保証。

例えば、終身保険で被保険者がお亡くなりになられる前にこの特約を付加した場合、付加時における会社所定の利率等により計算される年金額は最低保証されます。また、年金開始にあたり年金基金設定時における会社所定の利率等により計算される年金額と、前述の年金額のいずれか多い額をお受取りいただけます。

注1 身体等にハンデキャップを持つとは、死亡保険金受取人が会社所定の障害等の要件を満たすことを要します。詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。より多くの年金とは「保険金等の支払い方法の選択に関する特約」を付加し、同じ年金種類・保証期間にて比較した場合。ただし年金基金設定時の年金受取人の年齢が一定年齢以上の場合、割増しにならない場合があります。

注2 年金の保証期間は5,10,15,20年から選択できます。また、年金受取人は生存している限り一生年金をお受取りいただけます。

### \* 特約付加における主契約の死亡保険金受取人の条件について

この特約は、主契約の死亡保険金受取人が下記1のいずれかに該当し、将来独立して自ら生活することが困難であると会社が認めた場合、かつ下記2に規定した主契約の被保険者と死亡保険金受取人の関係に該当したとき主契約に付加することができます。

#### 1、 死亡保険金受取人について

**身体障害者：**身体障害者福祉法施行規則第5条（昭和25年4月6日厚生省令第15条）の別表第5号（身体障害者障害程度等級表）の障害の級別1級から3級に定める程度の障害状態がある者。

**知的障害者：**知的機能の障害が発達期（おおむね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあると会社が認めた者。

**精神または身体に永続的な障害を有する者で、その障害の程度が上記の障害者と同等と会社が認めた者。**

#### 2、 被保険者と死亡保険金受取人（年金受取人）の関係および申出時期について

この特約付加における主契約の被保険者と死亡保険金受取人（年金受取人）の関係については次のとおりです。また、特約付加の申出時期により申出人が異なります。

特約付加の申出時期	特約付加申出人	被保険者と保険金受取人（年金受取人）の関係
主契約の死亡保険金支払事由発生前	保険契約者	特約付加の申出時において、被保険者と同居もしくは生計を一にする戸籍上の配偶者または2親等以内の親族
主契約の死亡保険金支払事由発生後	死亡保険金受取人	死亡保険金支払事由発生時において、被保険者と同居もしくは、生計を一にする戸籍上の配偶者または2親等以内の親族

当該特約を付加する際には、死亡保険金受取人に関する下記の書類等の提出が必要になります。

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のコピー、その他会社が必要と認めた書類。

年金額が10万円未満の場合には年金でのお受取りはできません。

保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。当社がご提案する保険はすべて無配当保険です。

ご契約の際には「契約概要」、「重要事項・注意喚起情報」説明書 および「ご契約のしおり・約款」をご確認下さい。

ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。



# 愛の割増年金特約 受け取り例

**設定** Aさん 保険金600万円の生命保険に加入  
B君 (Aさんの子供) 会社所定の障がい状態に該当

被保険者 Aさん 65歳で死亡 受取人 B君 35歳 (男性) の場合



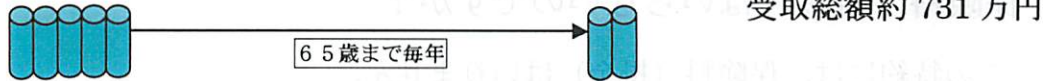
## 従来の受取り方

1 一括受取り (保険金額をそのまま受け取る一般的な方法) 受取額 600万円

2 年金受取り (30年確定年金) (期間を決めて分割で受け取る方法)

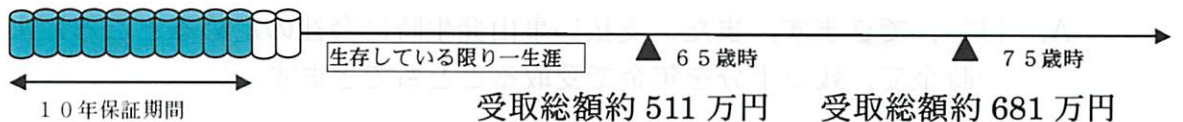
例 30年間で年金受け取りを指定した場合 (B君65歳まで)

年間243,705円を30年間 (年払いの場合)



3 終身年金受取り (10年保証期間付終身年金) (期間をきめず、一生涯年金を受け取る方法)

例 年間170,416円をB君が生存している限り一生涯年金として受け取れる。(年払いの場合)



\* ②、③は「保険金等の支払方法の選択に関する特約」を付加した場合

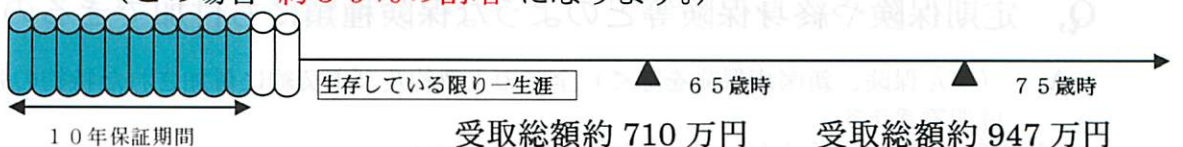
「保険金等の支払の選択に関する特約」の年金額は、現在の会社所定の利率等により計算した金額となりますが、実際の年金額は年金基金設定時の会社所定の利率等により受取額が定まりますので、例示の金額が保証されているものではありません。

## 愛の割増年金特約の場合

4 終身年金受取り (10年保証期間付) (終身年金を割増して受け取れる方法)

例 年間236,864円をB君が生存している限り一生涯年金として受け取れる。(年払いの場合)

(この場合 約39%の割増 になります。)



\* 上記年金額は登録日現在における当社の保険料率等に基づき計算しています。



## 愛の割増年金特約 Q&A

Q、従来に比べて、どれ位の割増しになるのですか？

A、受取人の年齢、性別によっても異なります。(差のない場合もあります。)

\* 「保険金等の支払方法の選択に関する特約」(従来の年金支払い)を付加した場合の年金額と比較した場合

年金基金設定時の 受取人の年齢、性別	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	137%	138%	140%	141%
女性	118%	118%	119%	117%

\* 10年保証期間付終身年金での比較です。

\* 登録日現在の保険料率等により計算した額の比較となります。割増年金特約は特約付加時または年金基金設定時における会社所定の利率等で計算し、いずれか多い額が適用されますが、「保険金等の支払方法の選択に関する特約」は年金基金設定時の保険料率等で計算されますので、上記比較は将来を保証するものではありません。

Q どういった保険なのですか？

A、この特約は保険の種類ではなく、死亡保険金の受取り方の特約です。

プルデンシャル生命の保険であれば、受取人の方が条件に該当すれば、「保険金等の支払い方法の選択に関する特約」(従来の年金支払い)よりも割増した年金を受取れるということです。

Q、保険料(掛金)はいらないのですか？

A、この特約には、保険料(掛金)はいりません。

Q、受取人を2人にすることはできるのですか？

A、はい、できます。また、支払い事由発生時に会社の定めるところにより、半分を一時金で、残り半分を年金で受取ることもできます。

Q、いつまで受取れるのですか？

A、受取人が死亡するまで、終身で受取れます。

また、保証期間付終身年金とすることで、保証期間内に受取人が亡くなられた場合でも、残余期間分を年金として受取るか、残余期間の年金原価を一時金で受取ることができます。年金受取人が年金開始期以降一定期間内に死亡した場合、年金等の総額が保険金等の総額を下回ることがあります。

Q、定期保険や終身保険等どのような保険種類にも付加できるのですか？

A、(がん保険、新医療保険を除く)全ての主契約及び主契約に付加された特約の死亡保険金に付加できます。

\* なお詳しくは当社ライフプランナーにお問い合わせください。





## 生命保険（終身保険）の活用事例

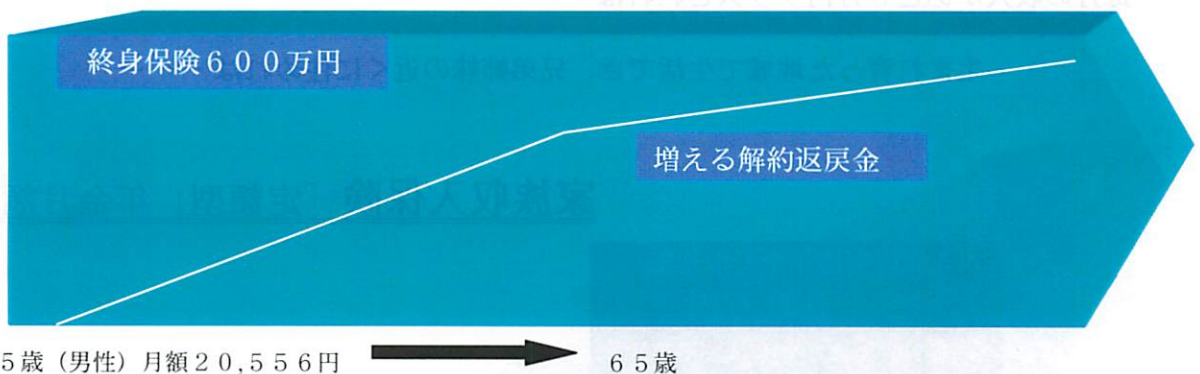
親なき後、お子様に600万円の生活費を必ず残す、と考えた場合

兄弟姉妹や親戚に託す場合、また一人で生きていくための資金として！

毎月25,000円を20年間貯めると、目標の約600万円になります。

投資信託、株式投資、外貨建ての商品等々、方法は多数ありますが保険もその方法の一つです。

親が**終身保険**に加入（65歳払い込み満了）45歳ご加入時より一生涯600万円を保障。



- ・ 一つ万一の事があっても必ず600万円を残せる。（65歳まで20年払っても支払総額は約494万円）
- ・ 解約をした場合には、解約返戻金が受け取れる。
- ・ 貯蓄するより、月々の負担が軽くなる。

\* 親が先に亡くなった場合、一生涯の保障なので、必ずお子様に600万円が残せます。

例 お子様が35歳男性の場合、愛の割増年金特約を使うと年間236,864万円を一生涯受け取れます。

\* お子様が先に天国に行かれた場合、保険を解約をすれば解約返戻金が戻ります。

例 65歳時に解約をしますと、約461万円が受け取れます。（支払総額は約494万円）

保険料例 終身保険 保険金額600万円の場合（\*保険金額によって保険料は異なります。）

種目	契約年齢 払込方法	35歳		45歳		55歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性
65歳払込済	月払	13,050円	11,820円	20,556円	18,534円	42,468円	38,388円
70歳払込済	月払	11,808円	10,608円	17,460円	15,588円	30,306円	27,012円
75歳払込済	月払	10,944円	9,738円	15,540円	13,680円	24,528円	21,444円
終身払	月払	9,744円	8,190円	13,098円	10,668円	18,564円	14,538円

- \* 実際にお払い込みいただく期間によっては、死亡保険金がお払い込みいただいた保険料の合計額を下回ることがあります。
- \* この保険は、経過期間等によっては解約返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。長く続けていただければいただく程、解約返戻金は払い込み保険料の合計額に近くなります。当社がご提案する保険は、すべて無配当保険です。
- \* 保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。
- \* ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- \* 登録日現在における当社の料率によるものです。詳しくは当社ライフプランナーにご確認ください。



# 家族収入保険を使ったご提案

“一家の大黒柱が先に旅立ってしまった時、  
残された家族の、毎月の生活費が心配・・・”

家族収入保険は保険期間中に万一の事があるか、高度障害になった時に、保険期間満了時まで注1 毎月一定額をお支払いする年金支払型の生命保険です。

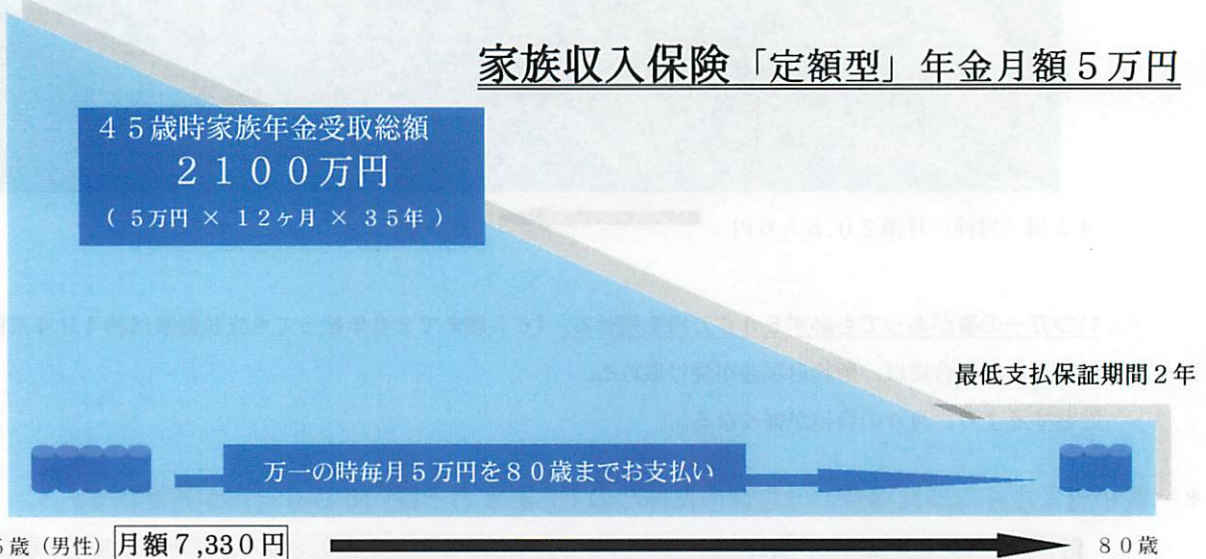
日本では、まだまだ一般的に馴染みがないですが、毎月決まった金額で残されたご家族の生活をしっかり保障しますので、非常に高い保障を、安い保険料でまかなえます。(当社の各保険種類と比較した場合)

注1 ただし、死亡日または高度障害状態になられた日から保険期間満了時までの期間が、最低支払保証期間に満たない時は最低支払保証期間年金をお支払いします。なお、最低支払保証期間は、契約年齢・保険期間により決定されます。

「子供を抱えて、老齢年金や障害年金だけで生活できるのかしら？」

毎月の収入があと5万円プラスされれば・・・

生まれ育った地域で生活でき、兄弟姉妹の近くに住めれば・・・



\* 家族収入保険に関する標記は、保険年度はじめに保険事故が発生し、以降保険期間満了までに受取ることが出来る総額を表示しています。(年金月額×12ヶ月×保険期間) 保険事故発生時に一括して受取ることが出来る金額ではありません。

保険料例 家族収入保険「定額型」年金月額5万円の場合 (\*保険金額によって保険料は異なります。)

種 目	契約年齢 払込方法	35歳		45歳		55歳	
		男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
80歳払満了	年払	68,075円	36,415円	84,075円	42,555円	99,100円	46,625円
	月払	5,935円	3,175円	7,330円	3,710円	8,640円	4,065円
85歳払満了	年払	90,730円	48,175円	114,470円	57,750円	141,080円	66,925円
	月払	7,910円	4,200円	9,980円	5,035円	12,300円	5,835円

\* 上記保険料例の最低支払保証期間はすべて2年となります。最低支払保証期間は、契約年齢、保険期間により決定されます。この保険には満期保険金はありません。この保険は経過期間等によっては解約返戻金がまったくないか、あってもごくわずかです。この保険は、保険料自動振替貸付・契約者貸付、払済保険への変更ならびに延長定期保険への変更のお取扱いはできません。保険種類をお選びいただく際には「保険種類のご案内」をご覧ください。ご契約の際には、「契約概要」、「注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。当社のご提案する保険は、すべて無配当保険です。登録日現在における当社の料率によるものです。詳しくは当社ライフプランナーにご確認ください。

